

# ●所得控除の内容

人的控除	控 除 額																																																											
障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき	26万円																																																										
	特別障害者については	30万円																																																										
ひとり親控除	納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしている その他の親族と同居している特別障害者	53万円																																																										
	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で次の①～③全て該当する方	30万円																																																										
寡 婦 控 除	①合計所得金額が500万円以下																																																											
	②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる(他者に扶養されている方を除く) ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※住民票上に続柄が「夫(未届)」、「妻(未届)」の者がいる、または本人が「～の妻(未届)」、「～の夫(未届)」の場合は対象外。																																																											
勤 労 学 生 控 除	上記の「ひとり親」に該当しない方で次の①～③全て該当する方	26万円																																																										
	①合計所得金額が500万円以下 ②以下のいずれかに該当する方 ●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ●夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ※合計所得金額48万円以下。他者に扶養されている方を除く。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※住民票上に続柄が「夫(未届)」の者がいる、または本人が「～の妻(未届)」の場合は対象外。																																																											
配 偶 者 控 除 及 び 配 偶 者 特 別 控 除	納税義務者が勤労学生である場合には(合計所得金額75万円以下)	26万円																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> <th rowspan="2">種 類 控 除 の</th> </tr> <tr> <th>90万円以下</th> <th>90万円超 95万円以下</th> <th>95万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額</td> <td>48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="10">控 除 額 配 偶 者 特 別 控 除</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>48万円超 95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		納税者本人の合計所得金額			種 類 控 除 の	90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 1,000万円以下	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	控 除 額 配 偶 者 特 別 控 除	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	
	納税者本人の合計所得金額			種 類 控 除 の																																																								
	90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 1,000万円以下																																																									
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	控 除 額 配 偶 者 特 別 控 除																																																							
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																								
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																									
133万円超	0円	0円	0円																																																									
扶 養 控 除	●控除対象扶養親族1人につき(16歳以上)	33万円																																																										
	ただし、老人扶養親族(70歳以上)については	38万円																																																										
基 礎 控 除	特定扶養親族(19歳以上～23歳未満)については	45万円																																																										
	●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき	45万円																																																										
	※扶養親族の合計所得金額が48万円以下に限る。																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																																																	
合計所得金額	基礎控除額																																																											
2,400万円以下	43万円																																																											
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																																											
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																																											
2,500万円超	0円																																																											

その他の控除	控 除 額																							
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①(損失金額-保険等により補てんされた額)-(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額-5万円																							
	支払った医療費-保険等により補てんされた額-(総所得金額等×5%または10万円のいずれか低い額)(控除限度額200万円) ※セルフメディケーション税制を選択した場合は下記の通り 特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)購入費-12,000円 (控除限度額88,000円)																							
医療費控除	支払った額																							
社会保険料控除	支払った額																							
生命保険料控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新 契 約</td> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超のとき</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">旧 契 約</td> <td>15,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下のとき</td> <td>支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超のとき</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		支払金額	控除額	新 契 約	12,000円以下のとき	全額	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超のとき	28,000円	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超のとき	35,000円	<p>一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)</p>	
		支払金額	控除額																					
新 契 約	12,000円以下のとき	全額																						
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円																						
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円																						
	56,000円超のとき	28,000円																						
旧 契 約	15,000円以下のとき	全額																						
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円																						
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円																						
	70,000円超のとき	35,000円																						
地震保険料控除	<p>①地震保険料のみを支払った場合 支払った保険料×1/2……………(限度額25,000円)</p> <p>②旧長期損害保険料のみを支払った場合 イ 支払った保険料が5,000円以下の場合……………支払った保険料の全額 ロ 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合 ……………支払った保険料×1/2+2,500円 ハ 支払った保険料が15,000円を超える場合……………10,000円</p> <p>③地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払がある場合 ……上記①により求めた金額+②により求めた金額 (限度額25,000円)</p>																							
所得金額調整控除	<p>下記の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、給与所得から控除 (1) 給与等の収入金額が850万円を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害者に該当 ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 控除額= 給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円 ×10% (2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える者 控除額= 給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円) -10万円</p>																							